

## 中部大学研修センター体育館の使用心得

(平成24年4月1日制定)

体育館を使用するにあたっては、下記事項を厳守すること。違反者には使用を禁止する。

1. 体育館を使用する時は、使用責任者は事務長の許可を受け、使用後はその旨を告げること。
2. 体育用器具等を使用する場合は、事務長の許可を得ること。
3. 使用する時は、必ず体育館用シューズを使用すること。
4. 使用区分、使用時間を厳守すること。(6時～22時)
5. 常に清潔、整頓に留意し、使用後は清掃し必ず原状に復すること。
6. 指定場所以外では、禁煙のこと。
7. 使用中、施設、備品、用具等を破損又は紛失したときは、使用責任者は速やかに事務長に届出て指示をうけること。この場合、理由によって弁償を求めることがある。
8. その他の事項については、事務長の指示に従うこと。